

第13回 厚生科学審議会	資料3
平成26年6月4日	

疾病対策部会指定難病検討委員会の設置について

1 設置の主旨

難病の患者に対する医療等に関する法律において、医療費助成の対象となる指定難病は、「厚生労働大臣が厚生科学審議会の意見を聴いて指定する」(第5条)こととされている。この規定に基づき、客観的かつ公平に疾病を選定するため、厚生科学審議会疾病対策部会の下に、新たに第三者的な委員会として「指定難病検討委員会」を設置する。

2 指定難病検討委員会の検討事項

- (1) 指定難病の選定・見直し
- (2) 医療費助成の支給認定に係る基準(診断基準及び症状の程度)の設定・見直し
- (3) その他

3 部会の構成

難病医療についての見識を有する者